

平成28年8月23日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成28年8月23日(火) 午後2時10分～午後5時5分

・県図書館2階 特別会議室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	安福 正寿
委員	土屋 嶮	図書館長兼参与	石原 佳洋
委員	月村 時子	教育次長	高木 俊明
委員	野原 正美	義務教育総括監	水川 和彦
委員	森口 祐子	総合教育センター長兼教育研修課長	折戸 敏仁
(稲本正委員、土屋嶮委員は一部欠席)		教育総務課長	國島 英樹
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育財務課長	小林 法良
		教職員課長	坂井 和裕
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課生徒指導企画監	鈴木 彰
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	高田 広彦
		特別支援教育課長	林 雅浩
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	古田 憲司
		体育健康課教育主管	山田 真吾

3 議事日程等

報第1号、報第2号、議第1号、議第2号、議第3号、事務局報告(2)、(3)、(5)及び(6)について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年7月13日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容	() 書きは事務局発言
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）		
退職職員の表彰（3件）を先決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
報第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（※議会が開会したため公開）		
教育財務課 長	<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事より照会があったため、平成28年8月3日付けで異議ない旨、専決したので、その報告をし、承認を求めるものである。</p> <p>あらましについては、普通科高等学校において、教科「情報」の実習を行うために、平成21年度に配備した「教育用パソコン」及び周辺機器等の更新を行うものである。</p> <p>契約の内容については、デスクトップ型パソコン1,683台、プロジェクタ及びスクリーン各41台、プリンタ122台、周辺機器一式の買入れほか、平成34年度までのサーバ賃貸とその保守管理委託を行うものである。</p> <p>契約方法については、6月29日に一般競争入札を実施し、(株)フューチャーインが落札している。この契約における金額が、2億7,698万1,174円で、岐阜県議決条例に規定する予定価格7千万円以上の財産の取得にあたるため、9月の県議会に議案を提出するものである。提出議案、入札一覧表については、別紙のとおりである。</p>	
教 育 長	報第2号について、挙手により採決する。	
教 育 長	全員賛成により承認する。	
議第1号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）		
教職員の懲戒処分（2件）について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）		
教職員の懲戒処分（2件）について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
議第3号 職員の表彰について（非公開案件）		
退職職員の表彰（1件）について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
議第4号 教育委員会の点検評価について		
教育総務課 長	<p>点検評価の趣旨であるが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部有識者の意見を活用して、点検評価を行うこととされており、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。</p> <p>このため、議会に提出する教育委員会の点検評価の内容についてお諮りする。</p>	

この点検評価について、本県では、従来から、教育行政の方向性や具体的な施策を、「教育ビジョン」という形で策定・公表しており、この「教育ビジョン」の進行管理をもって点検評価にあてるとしてしているところである。

資料1については、第2次教育ビジョンに記載している施策に関する、昨年度の取組について、事務局自らが点検評価を行ったものである。

資料1の第1章には、教育委員会の運営状況及び教育委員の活動状況を記載している。教育ビジョンには、この部分の記載はないが、教育委員会制度の根幹に関わる部分であるので、毎年点検評価を行い議会へ報告している。

第2章には、第2次岐阜県教育ビジョンの基本目標に掲げた27の主要施策の主だった取組に関する点検評価を記載している。

第3章には、第2次岐阜県教育ビジョンの重点政策として掲げた3つの政策、①学力向上を核とした小・中学校教育の改善、②中長期的な将来を見据えた高等学校の改革、③卒業後を見据えた特別支援学校の充実に関する点検評価を記載している。

第4章には、第2次岐阜県教育ビジョンに掲げられた数値目標に対する現況値及び現状分析を記載している。

最後の第5章には、7月26日に開催した点検評価に関する外部有識者による評価会議においていただいた主な意見を記載している。

資料2については、資料1の第2章～第4章で総点検を行った第2次教育ビジョンの施策の中から、特に重点的に取り組んだ施策と進歩に課題のある指標をピックアップして掲載しているおり、その内容についてご説明する。

確かな学力の育成については、全ての小・中学校において「指導改善サイクル」の確立を推進し、小学校からの教科専門性向上による教科指導の充実に向けて取り組んできた。確かな学力の育成については、教育の柱の一つとして、今後も引き続き、重点的に取り組んでいきたい。

特別支援教育の充実については、特別支援教育における教職員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許取得の促進や、障がい種ごとの専門的な知識や技能を持った教職員（コア・ティーチャー）を、コア・スクールにおいて19人養成した。また、特別支援学校の就労支援については、岐阜県版デュアルシステムの推進により、特別支援学校高等部の卒業生の就職率が34.1%となり、全国平均の28.8%と比べ高い水準を保っている。

グローバル社会で活躍できる人材の育成と外国人児童生徒の教育の充実については、グローバル化に対応した教育を推進するため、教員の指導力の向上に向け各種研修を実施した。また、外国人児童生徒に対する支援として、外国人児童生徒の母国語を使用できる適応指導員を、高校等に17人配置するとともに必要に応じて各学校に派遣した。

キャリア教育・産業教育の充実については、小、中学校では「キャリア教育実践事例集」を作成し、高等学校では、キャリア教育アドバイザー15人を計画的に配置した。また、産業教育の充実のために、「専門高校生地域連携推進事業」を専門高校8校で実施し、その成果を発表会等で普及した。なお、県内の専門高校が全国規模の大会等で13個の最上位入賞に輝いている。

いじめ等の問題行動や不登校への対応と教育相談体制の充実については、文部科学省の年1回の調査に加え、年2回の県独自調査や「子供SOS24」による電話相談を行うなど、いじめの未然防止、早期発見等を支援した。また、地域で子どもを守り育てる運動として、青少年育成団体の育成指導者が参加する岐阜県生徒指導推進会議を年2回開催し、県内6地区で「子どもの居場所と絆づくり県民運動」を年3回ずつ開催した。

ふるさと教育・環境教育の推進については、「岐阜県ふるさと教育フェスタ」を開催しふるさと教育表彰の表彰式や各実践校の活動報告等を行い、保護者や地域住民、幼児、

	<p>児童生徒が一緒になってふるさとへの誇りと愛着を育むことができる機会作りに取り組んだ。また、岐阜県の豊かな河川・森林環境について学ぶ「ふるさと教育」の優れた実践校を「水と森に学ぶ推進校」として支援し、自然環境をテーマとした取組について、普及・啓発を図った。</p> <p>優秀な教職員の確保と教職員の資質能力の向上については、優秀な人材を確保するため、採用試験において「論文試験」等の記述式試験の試験時間を延長し、受験者が身に付けている論理的な思考力や表現力を評価できるようにした。さらに、小中学校教諭等の一部の選考試験において、新たに「論述試験」を導入し、受験者が身に付けている教員としての専門性をより多面的に評価できるようにした。また、教職員の資質能力を高めるため、初任者に対する研修や、管理職に対する組織マネジメントに関する研修に加え、教職員の体罰・不祥事根絶に向け外部有識者からなる「岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会」を開催した。</p> <p>安全・安心な学校づくりと危機管理体制の充実については、平成23年3月の東日本大震災以降、防災教育に力を入れ、公立学校の管理職を対象に各種研修や高校生の防災リーダーの育成に取り組んだ。また、教職員が、児童生徒の食物アレルギーに対し、適切な対応が取れるように、手引きを活用し、研修を行うなど、安全・安心な学校づくりの充実に取り組んでいる。</p> <p>学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進については、子育て中の親が家庭教育について学ぶ機会の充実を図るため、県内各地で研修会を開催するとともに、地域全体で子どもたちの学びを支援する取組を推進してきた。</p> <p>生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進については、子どもたちや地域住民が文化芸術を身近に感じられるようにするため、県社会教育施設において、高校生以下の観覧料等を無料化するほか、幅広い年齢層を対象とした各種講座を開催するなど、多彩な教育普及活動の実施に取り組んだ。</p> <p>次に、重点政策として、中長期的な将来を見据えた高等学校の改革については、平成31年度以降の急激な生徒減少期を見据え、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会を設置し、昨年度の検討内容を踏まえた魅力ある高校づくりを進めるために学区別に審議を行い、審議の内容をまとめた。なお、今年度は「審議まとめ」に関する学区別意見交換会を行い、引き続き検討を重ねている。</p> <p>最後に、施策実施目標の達成に向けた方策については、22指標のうち進捗に課題がある8指標について、現状分析と今後の取組について記載している。</p> <p>以上、簡単ではあるが、点検評価資料に関する説明である。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>成果が上がっていると感じた。</p> <p>教育委員会会議では、懲戒処分案件やコンプライアンス違反など、マイナスの案件が多過ぎるため、成果が上がっている実感がもてない。県民は、これだけ良くなっているという実感をもっているのか（疑問である）。マスコミなどでも、教員の不祥事が多く取り上げられており、もう少し前向きに捉えアピールし、評価が上がる方策を考えなければいけないと感じる。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>事務局として県民などにアピールすることが不十分であり、もう少し分かりやすく実施している内容やその成果を広報する方法を考えていきたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>稲本委員のご指摘のとおり、定例教育委員会では、懲戒処分案件に最も時間を費やしている。</p> <p>教員の不祥事根絶に向けて、教育委員とは別の有識者による岐阜県教育委員会点検評価会議において、何か意見はなかったか。</p>

ホームページ公開用

教育総務課長	資料1の63ページと64ページに同会議での主な意見を載せている。優秀な教職員の確保について、論述試験の実施について説明したところ、64ページにあるような意見をいただいたが、不祥事の根絶に関する意見はなかった。
稲本委員	教育委員会の活動について、例えば月1回程度の定期的な広報を行ってはどうか。
教育長	教育委員も事務局も一所懸命仕事をしており、こういった点検評価を実施すると成果として現れるが、その成果が外部に伝わらないといったご意見であると思う。ネットも含め、こういった方法で、何をどう伝えていくかが大切である。
稲本委員	国の省庁には記者クラブがある。記者クラブで、定期的に記者レク（記者にレクチャーすること）を行えば、記者が気に入った内容を記事にしてもらえる。不祥事以外の教育の記事はヒマネタ（暇なときしか書いてもらえないネタ）かもしれないが、情報発信しておけば、良いことも書いてもらえる。県でも定期的に投げ込みを行い、記者レクを実施するとよいと思う。 一方で県民に直接情報を伝えるため、教育委員会のホームページ、フェイスブック、ツイッターなどで定期的な情報発信があるとよい。
教育長	教育委員会のホームページに、教育委員の活動についてのページがあるが、活動だけでなく、各教育委員の皆さんのコラムなどを載せてはどうか。各教育委員から見た岐阜県の教育行政の特徴や良い点などを発信していただくとよいと思うので、検討していただきたい。
森口委員	例えば、今日のスーパー・グローバル・ハイスクールの発表会等で、教育委員が生徒たちと触れ合った内容を、大人が心を震さわせる発表の内容を、教育委員会事務局の広報の方が各委員にインタビューし、それを発信しても良いと思う。 また、教職員を目指す児童生徒に対し、岐阜県の教育の魅力を発信できれば、教員の質を上げることにもつながると思う。
教育長	今日の午後のスーパー・グローバル・ハイスクールの発表会も、午前の留学生帰国報告会も良かった。こういったものを載せていただくとよい。
稲本委員	情報化時代になり、新聞等のメディアは、ツイッターやフェイスブックに載せられたことを逆に取材に行く。教育委員会でも初めてみてはどうか。
野原委員	資料2の8ページにある教育普及活動参加者数について、平成27年度は、平成25年度の10,958人から42,970人と大きく増加している。何か素晴らしい取組の結果であれば教えていただきたい。
社会教育文化課長	教育普及活動は、博物館等の文化施設における教育活動であり、学校と連携するなど様々な方法で実施している。博物館では、博物館の本館に留まらず外に出て、他の施設を使用するなどして普及活動を行っている。そういった活動の成果ではないかと思う。
教育長	議第4号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第5号 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について	

ホームページ公開用

特別支援 教育課長	岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について、お諮りする。 改正の内容については、平成29年4月から岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校が新たに設置されることに伴い、別表（第二条関係）に加えるものである。これは、現在、増加している高等部の軽度知的障がいのある生徒に対応するため、職業教育に特化した教育を行うことができるよう規定を整備するものである。
教 育 長	議第5号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。

事務局報告

(1) 岐阜県図書館の取組について

図 書 館 長	<p>岐阜県図書館の取組について、実績と今後の取組についてご説明する。</p> <p>岐阜県図書館の平成27年度の実績については、新館会館20周年記念事業として、吉田豊氏の記念講演会「命がけの読書」、新館会館20周年回顧展、特別展「関ヶ原～天下分け目の合戦と美濃～」、小島信夫生誕100年記念座談会関連展示などの事業を行った。また、通常ベースの取組（資料の収集、図書館サービス、県内市町村図書館等への支援、職員研修・広報活動）については別紙のとおりである。</p> <p>アクションプラン（外部有識者で構成される図書館協議会の審議を経て、毎年の運営目標等をまとめたもの）に掲げた数値目標の達成状況について、ご説明する。</p> <p>図書館の職員の重要な職務、使命として、利用者の資料検索や課題解決の支援を行うレファレンス業務があり、その件数を目標として掲げている。若年層を中心とした人口が減少するなか、入館者数の減少に対しレファレンス数は横ばいであり、相対的に検討していると評価している。また、レファレンスの満足度についても高水準で推移している。さらに、窓口サービスの満足度についても高水準で推移している。</p> <p>県内市町村図書館への支援について、公立図書館における県民一人あたりの貸出冊数は昨年大きく増加したが、これはメディアコスモス（岐阜市立中央図書館）の開館の影響によるものと思われる。県内相互貸借定期便資料流通冊数について、市町村立図書館にない図書は県図書館が中心となり郵送しているが、従前はFAX等で行っていた手続きをネットで行うシステムに変更することにより、平成25年度から減少していたものが平成27年度から大きく好転した。</p> <p>県図書館が主催する市町村の図書館職員に対する研修については、初級、中級、上級、館長研修、司書以外の職員研修など、毎年、内容等工夫を凝らしており満足度は高い。</p> <p>県図書館のホームページのアクセス件数については、平成22年度から減少傾向にあったが、ホームページ上で図書の検索ができるようにするなど利便性を向上させたところ、アクセス数が大きく回復した。</p> <p>次に、統計でみる岐阜県図書館の概要について、入館者数は、人口減少やメディアコスモス開館の影響もあり減少傾向にあったが、今年の4月から持ち直しており、（資料にない）7月と8月の状況も注視している。</p> <p>1日当たりの貸出人数の推移は、入館者数が減少するなかで、今年の4月から6月は微増で推移している。また、1日当たりの貸出冊数も同様である。</p> <p>新規の登録者数（新たに登録される利用者の人数）は、全国どこも減っているが、登録者を世代別に追跡して調査してみると、30代を境に傾向が全く違っている。20代については毎年減少しているのに対し、40代以降については毎年増加している。このことから、40代以降になると図書館に回帰する傾向がある。したがって、40代以降の方がどのような志向をもっているか、若い世代の方を引き付けるにはどうすればよい</p>
---------	---

かが課題である。レファレンス件数については、先ほど申したとおり、やや持ち直している。蔵書の構成については特に変化はない。

28年度の取組については、非常に好評であった杉原千畝講演会及びパネル展や、現在行っている飛騨美濃合併140周年記念展示、また、今後予定している、岐阜出身の猫として有名な「ルドルフとイッパイアッテナ」の作者である斉藤洋氏による講演（おすすめの一冊コンクール記念講演会）など、別紙に記載しているとおりである。

今後の岐阜県図書館の方向性について、メディアコスモスが開館するまでは市の図書館の役割も代行してきたが、今後は、能動的課題解決支援型の図書館を目指していきたいと考えている。図書館は、利用者から相談を受けた内容に対し、誠実で的確に対応する受動的なサービスを展開する機関であった。利用者の百人百様の関心・課題に対しては、これまでどおり対応し、それに加え、社会的な課題として見えている高齢者の問題、障がい者の問題、子育ての問題などに対しては、県図書館ができる支援を示すなど、待っているのではなく能動的に働きかけていくことを考えている。

そのための体制づくりとして、分野別の班を作り、図書館司書にその分野の専門性をもたせることで、例えば、障がい・高齢福祉班においては、図書資料を活用した認知症対策、発達障がい等の対応など、新しい事業に打って出ることが考えられる。また、利用者に対応するカウンター業務は、専門職や雇員を上手く活用していきたいと考えている。県図書館の利用者の65%は岐阜市民であり、飛騨や東濃など、広く県民に利用いただくため、待っているだけでなく、打って出る図書館を意識していくことを考えているため、ご意見をいただきたい。

最後に、7月1日に、長野県で、47都道府県の図書館長など約150人が集まった全国図書館サミットがあった。それに先立ち、各都道府県図書館の覆面調査が行われ、岐阜県図書館は、図書費を削られて、新しい本が少ないといった評価を受けた。別紙にあるとおり、新館が開館した平成7年度の資料費は約2億円であったが、年々減少し、若干持ち直したがここ数年は5千万円である。図書館学という学問があり、標準的な図書館概論の教科書に、都道府県図書館は、毎年発行される図書の少なくとも7割をカバーする図書館であると書いてある。実際には、開館当初で冊数ベースで62%、ここ数年は約10%である。データベース料や、全てを購入している児童書、定期刊行物などを揃えると、新刊で購入することができる金額は約2千万円である。岐阜県図書館は、東京都中央図書館より大きく全国第2位の延床面積を誇り、10位の県で岐阜県の半分以下、40位台の県では岐阜県の約5分の1の規模である。

5千万円の資料費は、全国21位で必ずしも低いものではないが、移転新築しないと新しい図書を所蔵することができない都道府県の資料費と比べても仕方がなく、（覆面調査による新しい本が少ないといった評価は）この規模の図書館としては、5千万円の資料費が非常に少ないためである。

財政状況が厳しいなかではあるが、能動的課題解決図書館といった作戦戦略とともに、それを支える図書郡が必要であることを共通認識としたい。

稲本委員

能動的課題解決支援の方向性は正しいと思う。

紙媒体と電子媒体の役割分担が必要である。今のところ図書館（で取り扱っている図書）は紙媒体である。現在は電子書籍も増えてきており、紙媒体と電子媒体をどのようにリンクさせていくか、しっかりと議論しなければならない。MITメディアラボの所長で、NHKでCWニコル等と共演している日本人の伊藤穰一氏が、電子媒体と紙媒体を対立させるのではなく、上手くリンクさせるとよいと言っている。

（能動的課題解決支援班として）ここに掲げられている「障がい、児童、ビジネス、健康、グローバル、ふるさと教育」は、非常に今の時代にあった要求であり、上手く選定されている。ただし、これを行うには相当の専門家が必要である。例えば、児童書をすべて揃えているとのことであるが、今の児童たちがどういった問題を抱え、本をよく読む子と全く読まない子をどうするか、また、ビジネス支援では、県内に多くの中小企

	<p>業があるが、これらに対するレファレンスは、専門家がいないと難しい。</p> <p>グローバル人材の育成では、アメリカなど海外の国と提携することで、リアルタイムに情報が入り、岐阜県の子どもたちの留学推進につながる。木育については今は古い。岐阜県は森林がいっぱいあるので、木育より森育が大切であり、ふるさと教育と関連づけるとよい。</p> <p>いずれにしても、専門家が必要であり、レファレンスに対応できないと人は来なくなるが、県図書館に聴けばよく分かり解決したとなると、うわさが広がりどんどん来るようになる。</p> <p>もう1点、おもちゃ美術館も、県図書館も成功すると駐車場が足りなくなるので、検討いただきたい。</p>
<p>月村委員</p>	<p>岐阜県図書館は、地図を大変多く所蔵していることで有名である。児童、ビジネス、ふるさと教育などを地図と関連付けた企画ができれば、蔵書も活かされると思う。</p>

(2) 県立学校の教科書採択について (※ 採択後のため公開)

<p>学校支援課長</p>	<p>別冊の資料1を御覧いただきたい。この資料は、平成29年度に使用する教科書として各高等学校が選定したものの一覧である。また資料3は、各特別支援学校が選定したものの一覧である。</p> <p>各学校では、4月の定例教育委員会において決定いただいた「平成29年度使用県立高等学校用教科用図書採択基準」に則り、各学校の生徒の実態、資料2の「平成29年度使用高等学校教科用図書選定資料」、教科書の見本本等を踏まえ、各校に設置した「教科書選定委員会」において平成29年度の使用教科書を選定した。その選定結果の一覧を資料1にお示ししている。</p> <p>資料2は、平成27年度に教科書検定に合格し、平成29年度から使用することができるようになる教科書について、各校における選定に際して参考としていただくため、教育委員会事務局が調査・研究を行った結果を取りまとめたものである。</p> <p>昨年度から、県立学校の教科書の採択については、教育委員会で議決をいただくこととしており、本日は、採択の議決に先立ち、資料1にお示しした各学校が選定した教科書についてご審議をいただきたい。</p> <p>高等学校は、普通科あるいは専門学科といった学科の種類や、各学校に在籍する生徒の実態などが様々であり、科目の数や教科書の種類も非常に多いことから、本日の限られた時間では教科書をご覧いただいたり、選定結果についてご審議いただくことが十分にできないかと考えており、十分にご審議をいただくために、各学校における選定結果に係る詳細な質疑や、平成29年度使用教科書の採択の議決については、次回9月14日(水)に開催される定例教育委員会において行うこととさせていただきます。</p> <p>本日は、ご審議いただくに当たり、実物をご覧いただけるよう、資料2に掲載している平成27年度の教科書検定に合格した教科書をご用意したので、教科書を手にとってご覧いただきたい。また、これらの教科書については、次回の定例教育委員会までの間、お持ち帰りいただいても結構である。平成26年度以前の教科書検定に合格した教科書については、ご希望があれば別途ご用意する。なお、教科書採択のスケジュール等については、特別支援学校においても同様である。</p> <p>本日の配布資料については、採択前の段階であり、特に世の中の関心が高い案件であるので、情報の取扱いにはご配慮願いたい。</p>
---------------	---

(3) 県立高等学校活性化のロードマップ及び地区別意見交換会の意見概要について
(非公開案件)

県立高等学校活性化のロードマップ及び地区別意見交換会の意見概要について報告した。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

(4) 岐阜県中学校運動部活動指針について

体 育 健 康
課 長

岐阜県中学校運動部活動指針について、ご説明する。

部活動については、平成20年に教育活動の一環として位置付けられた。

その意義については、学年や学級を超えた人間関係の中で、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などの社会性を高めることなどである。ところが、昨今の新聞報道等であったように、6名の教職員の方々がネットで2万3千人の署名を集め、部活動がブラックすぎるといったマイナスイメージで賑わっている。

岐阜県での中学校運動部活動のこれまでの取組の経緯についてご説明する。

県内では、数年前から、学校の管理下外の活動である「保護者クラブ」の活動と、「外部指導者」の課題があった。そのため、平成24年には、それらの課題を解決するために、スポーツ健康課から「これからの運動部活動」(中学校向け)といったガイドラインにあたるものを出した。その後、全国的な部活動の流れとして、大阪の高校のバスケットボール部において、体罰、自死という痛ましい事件を経て、いろいろな議論があるなか、岐阜県では、平成27年8月から、岐阜県の中学校運動部活動検討会を設け、県内の中学校における運動部活動の在り方について検討を重ねてきた。

そして、今年6月に「岐阜県中学校運動部活動指針」を各教育事務所、市町村教育委員会経由で各中学校に発出したところである。

次に、岐阜県中学校運動部活動指針の内容についてご説明する。

現在のままでは、少子化、ニーズの多様化、指導者の不足、教員の多忙化により、将来的には部活動が立ち行かなくなることを、データを根拠にお示しする。

休養日の設定状況について、平日は週に1日、休日は月に1日、休養日があるといった部活動が一番多い。さらに、平日休日ともに、特に休養日を設けていない部活動が20%を大きく超えている状況であり、休養日が少ない実態である。

教員の運動経験と部活動に対する意識について、教員が中学生時代に部活動に所属していた割合は100%に近く、高校時代についても80%後半である。また、部活動が必要だと思う(初任者、6年目、12年目の)教員も86%から97%と高いが、部活動の顧問をしたいと思う教員については、初任者(71%)、6年目(51%)、12年目(34%)とかなり差がでてくるなど、多忙化のなか、部活動に関わることができない状況が出ている。

また、1部活動当たりの教員顧問数は1.8人であり、可茂地区は、外部指導者が不在である部活動が非常に多い。

さらに、外部指導者との連携方法・クラブ活動の把握状況については、外部指導者と学校側が連絡会を開催していないのは3.7%だけであるが、それを把握しているのは84.3%が部活動の顧問であり、教員の負担感が大きい。

これらのことによる課題として、学校の教育目標を踏まえた指導方針が徹底されていないことや、一人顧問では不測の事態に対応できないこと、保護者クラブと学校との一貫した指導が不十分であること、専門的な技術指導ができる教員が不足していること、外部指導者の発掘が進んでいないことなどが浮き彫りとなってきている。

(これらの課題を踏まえ)岐阜県中学校運動部活動指針のなかで、基本方針に則って、運営・管理・指導体制といった柱と、配慮事項という形で、指針、ガイドラインとして示した。

ホームページ公開用

	<p>運営については、複数顧問体制が可能な運動部活動数にすることや、(現在、部員数が不足しているため合同で部活動を行っているところが19チームあるが)部員数が不足していなくても複数校が合同で活動できることを、管理については、始業前の部活動は7時30分以降とすることや、休日の活動時間は半日以内とすること、休養日は、平日1日以上、休日は土日のいずれかを休養日とすること、指導体制については、外部指導者の発掘や活用の工夫や、部活動と保護者クラブ等との役割の明確化、選手強化についてはスポーツ関係団体が行う事業等に参加して行うことや、指導者の資質を向上しなければならないことを、配慮事項については、部活動は生徒の自主的自発的な参加を原則としていることや、3年生の生徒の中体連の大会への登録・出場に配慮することを示した。</p> <p>ただし、大会の登録人数などを中体連と協議していくことや、部活以外の部分でジュニアのスポーツ環境をどう整えていくかといったことを、競技スポーツ課、地域スポーツ課などと協議していくことが、必要であると考えます。</p> <p>今後は、岐阜県中学校運動部活動指針を参考に、各市町において、地域の実情に応じた指針を作成していただき、準備・施行期間を経て、平成30年度には、子どもたちが輝けるような部活動ができるように変えていきたいと考えている。</p>
<p>森口委員</p>	<p>オリンピック競技として、112年ぶりにゴルフが、116年ぶりに女子ゴルフが行われたリオオリンピックを見ていて、16歳くらいの子が活躍する時代になってきたことを考えると、現在中学生の生徒が大活躍するのが、次の東京オリンピックであると思われる。オリンピック等に向けての選手育成には、部活動とジュニア等各種競技団体との横の連携が大切である。</p>
<p>野原委員</p>	<p>部活動、スポーツ活動等については多種多様であり、かなりの地域差があると感じる。硬式野球のクラブチームなどもできて、子どものスポーツ活動等に対する保護者の力のかけようについては温度差がある。部活動としてできる範囲が、昔とは違ってきていると感じる。顧問の先生についても、場合によっては専門外の競技に携わらなければならず、負担も大変であるので、良い方向にもっていけるとよいと思う。</p>
<p>(5) 岐阜県美術館協議会委員の候補者名簿について (非公開案件) (6) 岐阜県博物館協議会委員の候補者名簿について (非公開案件)</p>	
<p>岐阜県美術館協議会委員及び岐阜県博物館協議会委員の候補者名簿について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>(7) 平成28年度全国高校総体・全国定通大会の結果について</p>	
<p>体育健康課長</p>	<p>資料には、7月26日から8月20日まで行われた全国高校総体(インターハイ)の入賞者一覧を記載している。昨年と比べると入賞数は少し減っているが、生徒は非常によく頑張った。3位以上の入賞者については、9月5日に教育長を訪問する予定である。また、全国定時制通信制体育大会の8位以内の入賞者についても記載している。こちらも3位以上の入賞者については、9月8日に教育長を訪問する予定である。</p>
<p>(8) 岐阜県における全国レベルの表彰について (9) 平成28年度教育委員会行事予定について</p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>岐阜県における全国レベルの表彰について、文化部門の7月分と、スポーツ部門の8月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。</p> <p>また、平成28年度教育委員会行事予定については、網掛けの部分が、先月から変更となっている。8月28日(日)の全国総合文化祭優秀校の東京公演視察、10月、1</p>

ホームページ公開用

1月に、スクールミーティングが3件、高校教育に関する情報交換会が2件、その他、教育モニター情報連絡会議が3件、そして、1月26日、27日に定例教育委員会と県外視察を予定している。なお、行先は未定であり、選定しご相談する。

閉会

午後5時5分、閉会を宣言する。